

第5回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年8月10日(金) 午後1時05分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(12名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
	9番 山本 壽孝 委員	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員
欠席委員(名)				
推進委員(8名)	徳岡 正裕 推進委員	河井 勝重 推進委員	尾川 寛信 推進委員	山田 隆雄 推進委員
	山本 正義 推進委員	北野 文夫 推進委員	山本美代子 推進委員	倉本 哲男 推進委員
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第21号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第22号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第23号議案 非農地の現況証明について 第24号議案 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項	第1号 農地転用現況確認状況について 第2号 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 議事 議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>委員 議長</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今より、平成 30 年度 第 5 回農業委員会の定例総会を開催致します。農業委員の現員数 12 名に対して、ただ今の出席委員は、12 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>日程に従いまして進めさせていただきます。それでは 2 番、議事録署名委員の指名でございますが、恒例どおりこちらの方で指名させて頂いてよろしゅうございますか？ お諮り致します。</p> <p>《全委員 異議なし》</p> <p>ご異議無い様でございます。ご賛同頂きましたので、こちらの方から指名させていただきます。番号 12 番 谷岡貞幸委員、そして 1 番 中村博委員両名の方、よろしくお願いを致します。</p> <p>3 番議事に入ります。議案第 21 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請」について審議を致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は 門田●●、譲渡人は 野方●●、土地の所在 大字 野方——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況は果樹園です。面積 3,913 m²、贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 121 アールです。</p> <p>番号 2 譲受人は 藤津●●、譲渡人は 藤津●●、土地の所在 大字 藤津——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑、面積 224 m²。同じく大字 藤津——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑、面積 381 m²。同じく大字 藤津——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 376 m²。同じく大字 藤津——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 1,313 m²。大字 松崎——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑、面積 268 m²。贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 37 アールです。</p> <p>以上、申請につきましては、農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満</p>

		たしているものと考えます。以上であります。
	議長	はい、説明が終わりました。それではただ今より質疑を行います。皆さんの方からご質疑はございますか？質疑はございませんか？
	事務局	1点補足させてください。
	議長	はいどうぞ。
	事務局	番号2の所有権移転ですけれども、こちらは親族間の贈与による所有権移転と云う事で、申請書には附記がございましたので、お知らせ致します。と云うか、同じお家ですね。住所が一緒ですから。
	山田推進委員	母から子に。母から息子に。
	事務局	母から息子に。
	山本美代子推進委員	すみません。
	議長	山本美代子推進委員どうぞ。
	山本美代子推進委員	1番の場合は全然別のお家なんですけども。これは親族関係でもないでしょうし。でも贈与ですか？売買じゃなくて。
	事務局	良いですか？
	議長	はい、どうぞ。
	事務局	ご指摘のとおり、番号1につきましては贈与であります。別に血縁関係なり、親戚とかではないんですけれども。こちらは仙津土地改良区内の農地でありまして、色々仙津土地改良区の方で、譲渡人ではなく別の耕作者の方を探しておられたんですね。詳しくは理事長、土井委員から。
	議長	では代わって補足をお願いします。
	土井委員	ここの土地は仙津が完成した時に入植者が無くて、仮に、譲渡人の名義にせざるを得ないんだと。ただ、我々も遊ばせておく訳にはならないので、苗木を植えて、研修農場と云う名目で管理しておったと。そこに譲受人が入ってくださって、これからまあ色々棚を張ったり等で、贈与して、早く自分のものにしたいと云う事で、この度こう云う段取りになりました。以上です。
	議長	はい。山本美代子推進委員、良いですか？
	山本美代子推進委員	はい。分かりました。
	議長	その他にご質問、ご意見ございますか？お尋ねはございませんか？はい、無い様でございます

議案第 22 号
農地法第 5 条の規定による許
可申請について

事務局

ので、それでは質疑を終結致します。

それでは採決を行います。議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、申請どおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。

《全員賛成》

全員でございますので、それでは議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、申請どおりこれを認めることと致します。

続きまして議案第 22 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を審議を行います。それでは説明をお願いします。

議案第 22 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。

(資料は 3-1 頁、別添資料 1 の 1 頁～9 頁)

番号 1 土地の所在 大字 長和田——。現況地目は 畑、転用面積は 368 m²、転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、一般個人住宅、建築面積は 66.66 m²でございます。借人 龍島●●・●●、貸人 川上●●、使用貸借による権利設定です。立地基準の判定に係る農地区分は第 2 種農地、区分決定根拠は 小集団の生産性の低い農地 であります。許可根拠規定は 集落接続で、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資はありません。

事業内容は、一般個人住宅 1 棟と、4 台分の駐車場で、農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済みであり、土地改良区の事業区域外で、隣接耕作者の同意書が添付されています。

頁をめくって頂き 3-1 頁が航空写真による位置図です。別添資料 1 の 1 頁目が現地写真です。2 頁目が公図、3 頁目が土地利用計画図で、土地境界の土留めブロック等が併せて図示してあります。4 頁目が断面図の位置。5 頁目がそれぞれの境界断面図です。6 頁目が擁壁・ブロックの構造図。7 頁目が排水計画図で、黄色が雨水、水色が下水です。下水道接続であり、雨水につきましては既設の道路側溝へ排出すると云う計画になっております。8 頁目が建物平面図、9 頁目が立面図です。

借人の申請者ですけれども、夫婦と子供 1 人の計 3 人が妻の実家に住んでいますが、子供の成長とともに手狭になったため、夫の父が所有する土地に住宅建築を計画したものです。

	<p>議長</p> <p>山上委員</p>	<p>本申請については、汚水は公共下水道へ排出し、雨水は隣接道路側溝に排出することから、周辺への土砂流出の恐れは無く、通風や日照に与える影響も無いため、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。</p> <p>(資料は3-2頁、別添資料1の10頁～12頁)</p> <p>番号2 土地の所在 大字 旭——。現況地目は畑、転用面積は117㎡、転用計画の用途はその他の業務用地で、施設概要は、駐車場であります。譲受人 旭●●●、譲渡人 米子市●●●、売買による所有権移転です。立地基準の判定に係る農地区分は第3種農地、区分決定根拠は 駅・役場等から300m以内 です。許可根拠規定は 第3種農地につき原則許可、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資はありません。</p> <p>事業内容につきましては、5台分の駐車場であります。農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の事業区域外であります。隣接農地はありません。</p> <p>頁をめくって頂き3-2頁が航空写真による位置図です。その中央付近が申請地で、その上側の土色をしているのが湖畔公園ですね。その左側が水明荘でございます。水明荘の向い辺りの所でありまして。別添資料1の10頁目が現地写真です。11頁目が公図、12頁目が土地利用計画図であります。駐車区画をこの様に区切って、5台分を駐車すると云う計画であります。</p> <p>譲受人は申請地の隣が店舗兼居宅でありますけれども、駐車場が無いため、隣接する土地に駐車場を計画したものであります。本申請については、雨水は隣接道路側溝に排出することから、周辺への土砂流出の恐れは無く、近接する農地も無いため、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。</p> <p>以上、番号1並びに番号2の申請は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>説明が終わりました。それではこの案件につきましては、2件ありますが、現地赶赴して確認を行っております。それでは現地確認、代表致しまして山上真治委員、報告をお願い致します。</p> <p>はい。本日10時40分より、長谷川会長、蔵本職務代理、山本正義推進委員、土海委員、そして私山上で、5名で現地の方へ調査に行きまして。番号1の長和田の、地目が畑の件につきましては、現地は果樹園跡地と云う事で。こちらの方、宅地と云う事で。前面には側溝があり、雨水はそちらに流すと云う事で、周辺はL字と土留めブロックで囲ってありますし、土砂</p>
--	-----------------------	---

		<p>番号2 申請人 はわい長瀬●●。土地の所在 大字 上浅津——、地目 台帳 田、現況 宅地、面積 347 m²であります。昭和 38 年に申請者の父が住宅を建築し、10 年ほど前から空き家となっている状況です。航空写真による位置図は、頁をめくって頂き、4-2 に添付しております。現地写真については資料 1 の最後の頁 14 頁です</p> <p>この番号 2 については、住宅が昭和 38 年新築であることを確認しております。しかしながら、保存してある書類を調査しましたが、転用許可については確認が出来ませんでしたことを報告させていただきます。以上であります。</p> <p>この非農地証明 2 件につきましても現地に出向いて確認を行っております。現地確認を代表致しまして山上真治委員、報告をお願い致します。</p> <p>はい。非農地の現況証明について、番号 1、田後についてですけども。こちらは 20 年以上前から耕作をしていっしょらなくて、原野化しております。数年前より毎年の様に近隣の住宅の方から苦情が出て、草刈りをしていると云う現状であります。写真を見ても、もう原野化しておりますので、非農地の許可が妥当だと考えます。</p> <p>2 番の上浅津についてですが、昭和 38 年より宅地として住宅が建てられておりますが、地目変更されておらず、周りにも今現在農地も無く、宅地としての証明が妥当だと考えます。以上でございます。</p> <p>はい。ご苦労様です。それでは説明、そして現地の確認の報告が終わりました。それでは質疑を行います。皆さんの方からご意見、質問はございますか？はい。清水委員どうぞ、発言してください。</p> <p>2 番の件ですけども、参考までに。今解体中で、親戚の方が家を新築される計画をされています。以上です。</p> <p>はい。今、地域の委員さんから現状の報告がございました。ま、こう云った事も参考にしながら、その他にご意見、ご質問はございますか？はい。横川委員どうぞ。</p> <p>5 番横川です。別冊資料 1 の 13 頁の所に写真がついているんですけども、田後の所ですね。そこに赤線で示してありますが。その横の、空き地と云いますか。これは、区分はどう云う区分になっていますでしょうか？ちょっと教えて頂きたいです。</p> <p>それでは説明をお願いします。</p>
	議長	
	山上委員	
	議長	
	清水委員	
	議長	
	横川委員	
	議長	

<p>議案第 24 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>事務局</p>	<p>今ご指摘のありました資料 1 の 13 頁を見て頂いた方が良く分かると思います。赤枠で囲っておりますその隣、印も何もしていない田んぼについてですよね？こちらにつきましては、台帳地目は田でございまして、所有者の方が町外でございます。で、隣のアパートから毎年、草を刈ってほしいと云う事で要望があつて、この度の申請者の方も草刈りを業者に依頼されるんですけども。隣の方と連絡を取り合いながら、一遍に草を刈ってもらつて、料金については面積割で折半をされていると云う事でありまして。それで、何れにしてもですね。現状がもう、こう云う状態ですので。実は何年か前に、アパートからですね、草刈りを何とかしてもらえないかと云う連絡があつて、土地の権利者の方に連絡をする際にですね。こう云う状況なので、非農地証明願と云う形で、農地ではないものとされてはいかがでしょうかと云うことは、双方にご連絡をさせて頂いておりました。それで検討されて、この度の申請者の方は、どうしようもないからと云う事で手続きを進めてくださいましたが。もう片方の方も、今後ですね、非農地証明申請をして頂く様に、田後の担当の山上委員の方から話を通して頂くのかなと云う事で。今日も現地調査の時にも、そう云うお話をさせて頂いております。</p>
	<p>横川委員 議長</p>	<p>はい。分かりました、ありがとうございます。</p> <p>良いですか？今の件はですね。農地保全としての適切な管理と云う事よりも、非農家の方から環境保全と云う要望の意味合いが大きいと云う事で、ご理解を頂きたいと思つています。その他ございますか？</p> <p>よろしいですか？それでは意見も出尽くした様でございますので。それでは採決を行います。議案第 23 号「非農地の現況証明」について採決を行います。この申請どおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、議案第 23 号「非農地の現況証明」につきましては、申請どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして、議案第 24 号「農用地利用集積計画の決定」について、お諮りを致します。それでは説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 24 号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意</p>	

<p>報告事項第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について</p>	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>徳岡推進委員 議長 事務局</p> <p>議長 土井委員 議長 事務局</p> <p>山本正義推進委員</p>	<p>ましたら、どうぞ。よろしいですか？それでは進みます。</p> <p>報告事項第 2 号をお願いします。</p> <p>報告事項第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について」説明します。次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>（資料は 7-1 頁～7-3 頁）</p> <p>番号 1 届出人 園●●、土地の所在 大字 園——、地目は田、面積 906 m²の内 63 m²。鶏舎を設置するものです。経営耕地面積は 55 アールです。</p> <p>頁をめくって頂き、7-1 頁が航空写真による位置図で施設の設置個所を併せて図示しております。7-2 頁が公図。黄色が施設の設置位置です。7-3 頁鶏舎の概要図です。なお、隣接耕作者の同意書も添付してございましたので、報告させていただきます。以上であります。</p> <p>説明が終わりました。これも報告事項でございますので、局長専決事項でございます。ご承認をお願い致します。なお、お尋ねがございましたら発言してください。はい。徳岡推進委員どうぞ。</p> <p>この、鶏舎となっていますけども、ブロイラーですか？鶏卵ですか？判りますか？</p> <p>説明をお願いします。</p> <p>鶏卵の確認を取っておりません。どっちなのかと云う確認を取っておりませんでした。ちょっとずつ農業の守備範囲を増やして行きたいと云う計画を持っておられる方でございます。</p> <p>はいどうぞ。土井委員どうぞ。</p> <p>地目は田ですけども。906 m²の内 63 m²。何か田でやられる？地上げをする？</p> <p>はい。説明を。</p> <p>田んぼの面のまま、地上げをせずに使われると云う事で聞いております。飼育に関して細かい事を確認しておりませんでしたので。何回か面談をさせて頂いて、こう云う構想を持っていると云う話の中で、出来るだけ自然に近い形で飼育をして行きたいと云う事ではおっしゃっておられました。鶏舎は簡易な建物で、鉄パイプを使用して、外壁は金網を使用しての、中で放し飼いと云う形での飼育。当然田んぼを使わない部分の保全管理はすると云う事になります。</p> <p>はい。</p>
--	---	---

	<p>議長 山本正義推進委員</p>	<p>山本正義推進委員どうぞ。 地図を見れば、農面道路の下の方の田んぼだと思うんだけど。これ、排水関係等の被害の関係は無いだろうか？大丈夫かな？</p>
	<p>事務局</p>	<p>はい。山本正義推進委員の方から質問があったんですが。場所はですね。泊駅の西側に園の田んぼがありますけども。そこの谷筋の一番奥の方になります。うねって走っている道路が見えると思いますけども、これが農免道路でございます。それで、所謂し尿ですけれども。し尿等につきまして申請者の方に話を伺いましたところ、特には支障は無いと云う事で、関係機関に確認をしてと云う事で。大量に出る様であれば、当然対策を立てる必要がありますけども、そこまでの対策を取る必要が無いと。その程度しか飼わないと云う事で聞いております。</p>
	<p>徳岡推進委員 山本正義推進委員 事務局</p>	<p>ちなみにこの周りは米を作っておられる？ 作ってある。作ってない所もある。 パトロールでご覧頂いてますよね？ 見えますから。 片方は、上手が作ってて、下手が作ってない状態。 ですよね、谷岡委員。 上の二つが作ってない。</p>
	<p>山本正義推進委員 事務局 議長</p>	<p>はい。その他には？今の、山本さん良いんですか？はい。その他に？良いですか？それでは私の方からちょっと。畜産関係はね。し尿の関係。これは後々問題になる。特に牛とか鶏関係は後々問題になることもあるから、しっかりと記述をして。こう云う風にやりますと云う風な、申請者の方からね。それから鶏舎の絵もね。この絵ではちょっと分かり難いから。中の方の鶏のゲージとか、どう云った風な並びで配置されるか。これからの対処をしっかりと。</p>
	<p>事務局 議長</p>	<p>そうですね。もちろんし尿の関係は、当然に心配はしておりましたので、計画にあたっては町民課の方、町民課の方で公害関係ですね。悪臭や水質汚濁なり、関係が町民課になるものですから、そちらの方で確認をして頂いて、と云う事で指導はしております。場合によっては、保健所との、場合によっては協議をしてくださいねとのことで。それを了解頂いたうえで計画と云う事になっておりますけども。 ま、今後の課題として、鶏舎の大小に係わらず、集落からどれくらい離れているかとか。そう</p>

5 その他	事務局	<p>云った所も指導して遺漏無き様。はい。その他無い様でしたら、これで報告事項を終わりにしてよろしいですか？それでは以上を持ちまして、報告事項を終わります。</p> <p>以上で予定をしていました議案は終了です。その他に参ります。9月の定例総会。この件につきまして説明をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 9月定例総会 9月7日（金）午後3時00分から○ 8月農家相談会の予定 8月16日（木）午前9時～正午 担当：土井委員、横川委員、山本美代子推進委員○平成30年7月豪雨災害義援金について
6 閉会	議長	<p>以上を持ちまして、総会を終了します。</p> <p style="text-align: center;">（閉会 午後2時10分）</p>